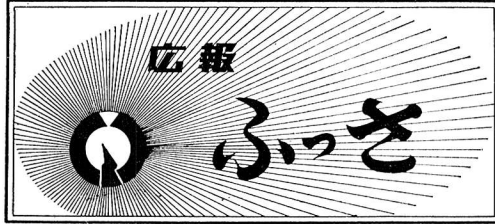


1965. 3. 5

No. 52

発行所 福生町役場
 発行兼 総 務 課
 編集人
 印刷所 昭和印刷KK



確定申告は

三月十五日まで

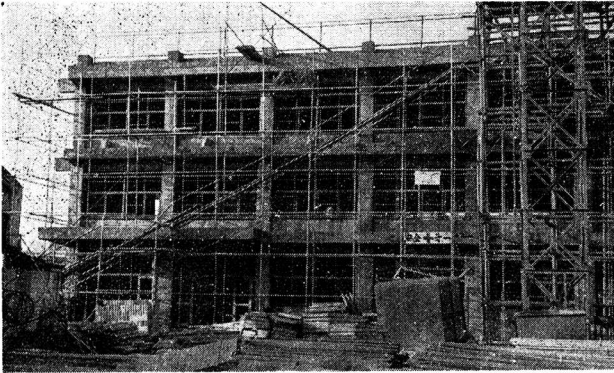
完成めざす

三校の防音工事

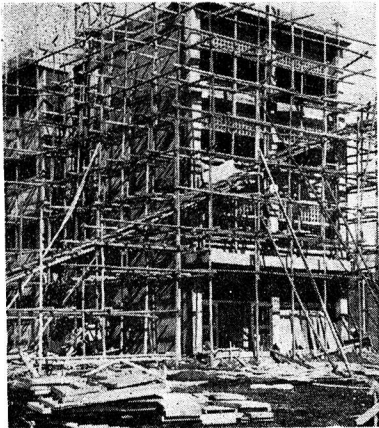
昭和三十九年度は、第二小学校、福生中学校及び中学校分校と三校の防音工事を施工していますが、新学期を前にして、工事は目下急ピッチで行なわれています。

第一期工事の完成は三月末日ですが、その状況をお知らせします。

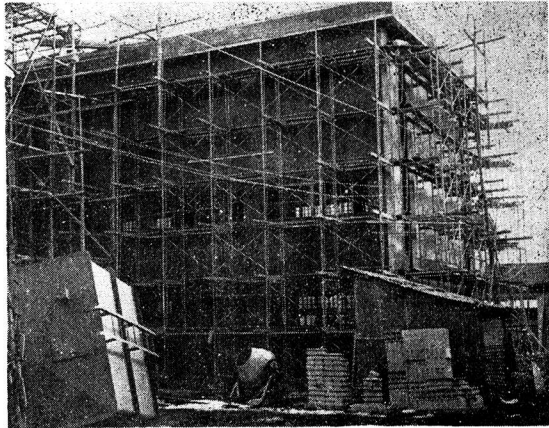
(左第二小学校)



(下中学校分校)



(下中学校)



もうすぐ

“ガツコウ”

新しい門出を迎える児童のいるご家庭では、いまから何かと心ずかいをされていることでしょう。服装のこと、持ちものなど、お父兄のかたにはあれこれと心を配っていることと思います。そこで新入学を前にして、こどもの扱い、方について少しお話してみましよう。

まず、勉強については、先生におまかせすることです。とかく勉強に神経質になりがちな昨今の風潮ですが、安心して一切おまかせしましょう。それよりも、身の回りの始末ができるようにしつけをするのが大切です。衣服の着かたや持ち物の整理がちゃんとしてできるように、お手洗いにいっても、じょうずにすませられるように、安全な学校の行き帰りができるよに、これまでの生活が、まったく変わった環境に早くなれるように指導して下さい。そして、どんなしつけをするにしても、一年生になる喜びが、ましてくるような心ずかいがほしいものです。



町都民税の申告は

三月二十日まで

三月は所得税のほかに町都民税の申告の月です。特別徴収により給料から税金を差し引かれて、人以外は、申告によって所得額等が決定します。次の人は町都民税の申告をして下さい。

**申告をしなれば
ならない人**

一、昭和四十年一月一日現在福生町に住所があつた人で、昨年中に所得があつた人は必ず申告して下さい。

二、商業、農業などを営む人や貸家などのある人は、所得の多少にかかわらず申告して下さい。

三、給与所得だけにかぎられる人の場合は、給与の支払者から所得の報告がありますので申告の必要はないことになっていきますが、報告洩れ等の場合がありますので、一応申告して下さい。

なお、給与所得者であっても給与所得以外の所得(地代、家賃、配当、退職、譲渡所得)がある人は必ず申告して下さい。

こんな人は

余分の税金を:

「申告しなればならない人が申告しなかつたとき」「税務署へ確定申告をしても町へ申告しないとき」「期限后に申告したとき」「記入もれがあつたとき」等いづれも除外(扶養・社会・生命保険)が受けられないばかりでなく、その所得金額がわかつたときは相当高い税金を余分に納めていただくようになり、また期限までには必ず正しい申告をして下さい。

**申告書の配布と
書き方**

申告書(及説明書)は各世帯ごとに郵送しました。また、書き方については説明書をよくごらん下さい。なお、申告しなければならぬ人で、申告用紙が届かないときは、税務課町民税係へご連絡下さい。

**申告期限と
提出方法**

町都民税の申告書は三月二十日まで、返信用の封筒を密封し、郵便又は直接税務課へ提出して下さい。

※申告についてのお問合せは税務課町民税係へ(電話五一―一五一―内線二二七番)



成人者と国民年金

日本国民は、二十才になると、法律上も成人として一人前の扱いをうけ、選挙権も与えられ、名実ともに社会人として出発することになっていきます。また、いまひとつ忘れてはならないことは、国民年金の加入者となることです。

国民年金は、二十才から六十才までの日本国民で、厚生年金や共済組合などに加入していない人が必ず加入しなければならない年金制度です。東京都で現在国民年金に加入している人は百六十万人大部分は、昭和三十一年に国民年金制度ができたときに加入した人たちで、その後毎年加入している人は、新たに二十才に達した人や他の公的年金制度から移つてきた人です。

補充選挙人名簿への常時申出制度

選挙のとき、投票を行なうことのできる人は、市区町村の選挙管理委員会が毎年九月十五日現在で調整する基本選挙人名簿または選挙の行なわれる直前に調整する補充選挙人名簿のいづれかに登録されていることが必要です。

しかし、ご承知のとおり補充選挙人名簿への申出は、昭和十九年十月二十二日以降に生れ、満二十才になつたから、

一、当町に居住し、昭和十九年十月二十二日以降に生れ、満二十才になつたから、

二、他の市区町村から当町に転入

したかたで二十才以上のことができる人ですが、公職選挙法の一部改正により、昨年の十月一日からいつでも補充選挙人名簿の登録申出をすることができるようになりました。次のかたは補充選挙人名簿の申出をして下さい。

以上のかたは、当町選挙管理委員会または住民課へ印鑑持参のうえ登録の申出をして下さい。

せつかく、与えられた選挙権ですから、早いうちに申し出を行ない、政治への参加の準備をしておきましょう。

(選挙管理委員会)

固定資産課税台帳の縦覧

三月一日から二十日まで
福生町役場

し尿汲取制度

四月一日から改正

人頭割と回数割を採用

町では四月一日から現在の券制度を廃止し、世帯構成人員による人頭割と回数割による汲取制度を實施することになりました。

現在町では一タル五十円、半タル二十五円の汲取券を使用し、従量制による汲取りを採用していませんが、この方法には、量目上の不正に対する苦情、汲取券の売りさばき及び取扱方法等に対する問題点が多く、町としても、これらの問題点を是正すべく種々検討した結果、制度そのものを改正しなければという結論に達し、都下の市

場所が指定してあるものについて是指定してある場所へ納入して下さい。また、収入役室の窓口にも埼玉銀行福生支店の派出所に設置され、公金の収納及び支払いの業務を行なっていますから、いままでどおり役場においていただければ事務手続きが完了します。

公金の収納及び支払いは

指定金融機関で

昭和四十年年度から

現在当町における、公金の収納及び支払いの業務は収入役が取扱っていますが、昭和四十年年度から町議会で当町の指定金融機関に指定された埼玉銀行の福生支店が、当町の公金のとりまとめ及び支払業務の一切を収入役に代つて取扱うことになりました。

したがって、四月一日から税金使用料等は、納入通知書に収める

の汲取りができなくなりますから各ご家庭ともお忘れのないようにお願いします。

また、現在使用している汲取券は四月一日以降使用できませんので、各世帯とも必要枚数以上の券を購入しないようにし、手持ちの分は早めにご使用下さい。

改正料金及び料金の取扱いは次のとおりです。お間違のないようお願いいたします。

料 金

☆人頭割と回数割（一般世帯）

人頭割は世帯構成人員一人に対する一ヶ月の料金で五十円を徴収します。また、汲取回数は原則として月一回とし、一回のときは無料、二回以上の場合は申込みによつて汲取回数を決定し、二回目から一回ごとに回数料金として五十円を徴収します。

☆従量制（特定世帯）

三十六リットル（二タル）につき五十円を徴収し、料金に満たないときは次により計算します。

十八リットル（半タル）以上三十六リットル（二タル）未満のものは三十六リットルとし、十八リットル（半タル）未満のものは十八リットル（半タル）として料金二十五円を徴収します。

☆徴収方法

作業終了後、町が指定した領収書（別掲）をもつて業者が直接徴収します。

☆留守宅の場合

留守のときは、作業終了後、町が指定するし尿汲取通知書（別掲）を発行します。

㊦

し尿汲取料金		月分領収書	
住所	福生町 ^{熊・志・本}	番地	
氏名	殿	人員割	円
領収金額	円	回数割	円
一般料金		特定料金	円
人員割	円	一般	円
回数割	円	1. 人頭割	1人に付
特定料金	円	2. 回数割	2回につき
料金基礎		特定	36ℓ(1樽)につき
福生町清掃			50円
条			50円
上記の金額領収いたしました。			
昭和 年 月		日	
福生町指定業者			
取扱者		円	

月分		し尿汲取済通知書	
住所	福生町 ^{熊・志・本}	番地	
氏名	殿	人員割	円
金額	円	回数割	円
一般料金		特定料金	円
人員割	円	一般	円
回数割	円	1. 人頭割	1人に付
特定料金	円	2. 回数割	2回につき
料金基礎		特定	36ℓ(1樽)につき
福生町清掃			50円
条			50円
上記の金額領収いたしました。			
昭和 年 月		日	
福生町指定業者			
取扱者		円	

委員長に志村秀雄氏が再任

福生町選挙管理委員会

当町選挙管理委員会の委員長及び補充員が次のとおり決まりましたのでご紹介します。今後は任期満了の日までの四年間、各種選挙にお骨折り下さい。

職名	氏名	職務代理人	補充員
委員長	志村秀雄	坂本浩太郎	天野喜代一
委員	佐藤幸一	近藤金一	松永重雄
補充員	森田義信	菅本太郎	菅本太郎

大火のシーズンです 火災予防にご協力下さい

火災予防については、なにをおいても日頃の注意が大切ですよ。ちよつとした不注意が原因で思わぬ大火を引き起すことがあります。特に例年三、四、五月は空気が乾燥し季節風も強く気象上の悪条件が重なる時季です。また、このころは冬期の火気の取扱いに慣れて火を軽視しがちです。

そこで三月七日から十三日までの一週間全国一斉に春季火災予防運動が実施されますが、この際、もう一度火災の恐ろしさを認識するとともに、お互に火の元には十分注意し、恐ろしい火災から私た

ちの大切な生命、財産を守りましょう。なお、期間中、当町消防団では、火災予防に対する一般への啓めを行うとともに、次のとおり火災を想定して火災防ぎま演習を実施します。

一、実施日時
三月七日から十三日までの午前中、実施する日時は特に公表いたしません。

二、打鐘及び吹鳴範圍
福生町全域
サイレン
十五秒 十五秒 十五秒
打鐘
6 6 6

育英資金の受給者を募集

当町では昭和三十三年に育英会を設立し、寄附金、町補助金等の資金をもつて、向学に燃えているかたに、経済的事情によつて進学が困難なかたに對して、育英資金の給付を行なつていますが、今年も次のとおり受給者の募集を行なっています。

▼受給資格及び申込方法

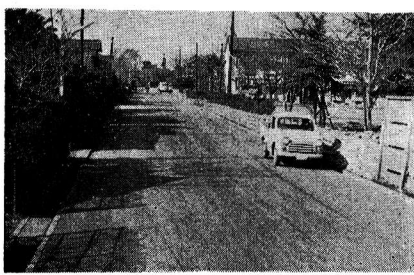
一、独立の生計を営み、当町に引続き三年以上居住している世帯主の家族で、経済的事情によつて進学が困難なかた。
二、学業、性行ともに優秀な本年度中学校卒業者で、在学する学

校長から推せんされたかた。
三、世帯主が町税を完納していること。
四、申込方法
中学校を通して行ない、次の書類を必要とします。
①学校長の推せん書、②成績証明書、③戸籍謄本、④その他町長が必要と認める書類
五、申込期日 三月三十一日まで
六、その他
受給者は数名とし、給付額は月額千円とする。
詳しいことは教育委員会へ(電話五一―一五一―一内線二一五)

町道舗装工事が完成

四九五号線と六九六号線

このほど福生地区と熊川地区で二本の町道が舗装されました。町道四九五号線は、牛浜地内の福生公園前から第三小学校横を通り横田防衛施設事務所前までの、延長三八三、五米、巾員六、四、七、二米のアスコン舗装で総工費四百十万円(国庫補助金三百四万円)、町道六九六号線は熊川地内の団地前から多摩工業高等学校を通過り国道十六号線に通ずる通称高校道路で、延長五二二米、巾員七米のオイルサンド舗装で、この工事は失対事業として施工された(六九六号線)



(四九五号線)

審議会委員 決る 評 価 員

武蔵野台士地区画整理事業 加美平士地区画整理事業は、すでに工事も着々と進行していますが、続いて行なわれる武蔵野台士地区画整理事業の換地等の重要な事項を審議する区画整理審議会委員並びに従前の土地及び換地の評価を行なう評価員が次のとおり決定しました。

- 審議会委員
会 長 中西 虎 藏
会長代理 町 田 富 二
委員 細谷 源一 大田 達治
笹本 美重 亀沢紀一郎
秋山 武三 吉行 重次
古谷 新喜 森田 春一

● 評価員

- 森田 幸造 大室三三男
田村富十郎 田村半十郎
森田 幸藏

ご協力ありがとうございました 大島元町火災見舞

去る一月の大島元町火災に対し町のみなさん及び婦人会のご支援により、次のとおりたくさんのお見舞をいただきました。

役場では、さつそく日赤を通じて現地へお届けしましたので、紙面をもつてご報告申し上げます。
町内各戸募金 三四三、七二七円

- 福生町議会議員一同 二〇,〇〇〇円
丸藤従業員一同 三,〇〇〇円
宮 沢 花 子 三,〇〇〇円
森 田 洋 三 一,五〇〇円
合計三七〇,三二七円
その他衣類 三十点
(敬称略)

